

水木学区コミュニティ推進会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、水木学区コミュニティ推進会(以下水木推進会)という。

(目的)

第2条 水木推進会は、水木学区内の町内会、自治会等の相互の連携をはかり、明るく住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(事務所)

第3条 水木推進会事務所は、日立市水木交流センター内(日立市水木町2-23-20)に置く。

(事業)

第4条 水木推進会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 住民とのコミュニケーションを図り、生活環境を改善する運動をすすめる。
2. 町を美しくし自然を守る運動、青少年健全育成、地域福祉、自主防災組織の確立を行う。
3. 文化、スポーツ、レクリエーションなどの活動を行い、住民相互の交流と親睦を深める。
4. その他、本会の目的を達成するために、必要な事業を行う。

(会員)

第5条 水木推進会は、水木学区内に居住する人(所帯)で、かつ第2条に賛同する人とする。

(組織)

第6条 水木推進会は、自治推進員および役員をもって組織する。また事業の促進を図るために、専門部を設ける。(付図 1 参照)

(役員)

第7条 1. 水木推進会にはつぎの役員を置く。

(1) 会長	1名	(2) 副会長	若干名
(3) 支部長	7名	(4) 副支部長	7名
(5) 幹事	若干名		
(6) 書記	2名	(7) 会計	2名
(8) 各専門部部长	1名	(9) 副部长	若干名
(10) 会計監査	2名		

2. 総務部長は次期会長・会計監査を選出するため、総会の2ヶ月前に選考委員会を設置する。選考委員の構成は、①副会長から1名、②7支部から各1名の計7名、③専門部から各1名の計10名、合計18名とする。会議は15名以上の出席で成立する。選考委員会に委員長1名、副委員長1名を決め選考する。
3. 水木推進会役員中、支部長・副支部長・幹事については、各町内会自治会等により選出された推進員の合議によって、各ブロック毎に決定することを原則とするが、場合により会長より委嘱することもできる。
4. 副会長・会計・書記・専門部正副部长及び専門部員については、会長が会員の中から委嘱する。
5. 副支部長は、幹事の中から互選により選出する。
6. 会長、以下役員は、総会の承認を得る。

(顧問)

第8条 水木推進会に必要な応じて顧問を置くことができる。顧問は、会長の要請により、各会議に出席し意見を述べることができる。

(役員と部員の任期)

- 第9条 1. 会長、会計監査の任期は、2年とする。但し再任は妨げないが通算3期6年を限度とする。
2. 支部長・副支部長・幹事の任期は、各町内会、自治会の規定によるが、本会役員としての再任は妨げない。
3. 会長の委嘱により任命された役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

(任期途中の役員変更)

- 第10条 1. 会長以外の役員が任期途中で退任しようとするときは、会長に申し出なければならない。
2. 会長は、前項の申し出が止むを得ないと認めるときは、解任することができる。
3. 前項規定により役員に欠員が生じたときの補充は会長に一任する。

(役員と推進員の任務)

- 第11条 1. 会長は、会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代行を務め、会の円滑なる運営を行う。
3. 各ブロックから選出された支部長は、それぞれのブロック内の組織及び事業の推進を図り、コミュニティ活動を促進する。
4. 役員は役員会を構成し、次の任務を行う。
(1) 水木推進会の事業及び予算の審議。
(2) 決算の審議。
(3) 各ブロック運営の連絡調整。
(4) 各専門部運営の連絡調整。
(5) その他、必要事項。
5. 総務部長は推進会の事務を総括すると共に他部門との連絡調整及び役員会で審議する議案を提出する。各部の部長は、部内を総括し、副部長は、部長を補佐する。部員は会務を司る。
6. 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときは代行を務める。
7. 幹事は支部長を補佐し、当該ブロックの円滑な運営を図る。
8. 書記は会議の記録を行う。記録する会議は、①常任役員会、②役員会、③総会とする。
9. 会計は、会の経理を行う。
10. 会計監査は、会の会計を監査する。
11. 各専門部役員は、専門部事業を遂行する。
12. 会長、副会長、書記、会計、専門部部長は、災害時に対策本部員となる。
13. 各ブロックの自治推進員は当該の支部長の下、お互いに連絡協調し、住民のコミュニケーションを図り、事業推進に当たる。また、日立市社会福祉協議会福祉員を兼務する。

(会議)

- 第12条 水木推進会の会議は、総会、役員会、常任役員会とする。
1. 総会、役員会、常任役員会は会長が召集する。
2. 総会及び役員会は、半数以上の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長が決する。
3. 総会及び役員会を欠席する者は、必ず会長に委任状を提出しなければならない。委任状が提出されない場合は、自動的に会長に委任したものとする。
4. 役員会は、会長、副会長、書記、会計、支部長・副支部長、専門部部長・副部長及び会計監査員で構成する。
5. 常任役員会は、会長、副会長、書記、会計、支部長、専門部部長で構成し、事業の調整及び、会運営の決議を行う。
6. 総会の議長は出席者の中から選出する。
7. 役員会、常任役員会の議長は会長が行う。

(総会)

- 第13条 1. 総会は、各町内会および自治会その他を代表する者、並びに第7条の1の1から10に記載する役員で構成する。
2. 総会は、水木推進会の最高議決機関であり、毎年4月中に定期総会を開催し、次の事項を審議決定する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
(1) 役員の選出と解任。
(2) 年間の事業計画、予算、決算等。
(3) 会則の改廃。
(4) その他、必要と認める事項。

(会計)

第14条 水木推進会の経費は、日立市からの補助金、寄付金、其の他の収入を以って充てる。

(財政調整基金)

第15条 1. 水木推進会の会計予算収入に不足が生じた場合、および特別な事業(記念事業等)の財源として積み立てるため、財政調整基金(以下「基金」という)を設置する。

(基金積立) 2. 基金へ積み立てる資金は、次の各号に定める。

- (1) 本会が実施する事業(売店、バザー等)の収益金。
- (2) 住民等からの寄付金。
- (3) 基金から生じる益金。

(基金管理) 3. 基金は、金融機関への預金他、確実かつ有利な方法により管理するものとする。

(取り崩し) 4. (1) 水木推進会の会計予算収入に不足が生じた場合、および特別な事業(記念事業等)の財源に充てるため、基金を取り崩すことができる。

(2) 基金を取り崩す時は、常任役員会で審議決定する。

(3) 緊急に取り崩す必要が生じた場合は、会長の指示で取り崩すことができる。

(報告) 5. 基金の状況については、毎年開催される定期総会で報告するものとする。

(委任) 6. この規定の定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第16条 水木推進会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(継続の原則)

第17条 水木推進会の運営については、前年度に決定された事項が未完了の場合は、新しく選出された役員と推進員は継続して達成にあたる。

(雑則)

第18条 1. 第6条に規定する専門部の水木学区社会福祉協議会(以下略称 水木社協)は、日立市社会福祉協議会(以下略称 市社協)が定める地区(学区)社会福祉協議会の機能を有する組織である。

(会計) 2. 市社協は、地域福祉事業に要する経費を負担する。この負担金は、地域福祉事業に要する費用に限定される。

3. 負担金に係わる地域福祉事業の事業計画、予算、事業報告、決算、水木ふくし基金の予算、決算は、市社協の定める書式により市社協会長に提出する。

(寄付金) 4. 寄付者の意思に応じて福祉寄付金の受け入れをし、「水木ふくし基金」に繰り入れ、取り崩すことができる。

(地域福祉推進) 5. 会長は、事業推進を円滑に進めるため、地域福祉推進員を役員会の同意を得て委嘱する。

(その他)

第19条 この会則に定められたもののほか、必要な事項が発生したときは、常任役員会の同意を得て処置する。

(付則)

・昭和63年(1988年)8月21日より実施
・平成2年(1990年)4月22日一部改正
・平成6年(1994年)4月23日一部改正
・平成12年(2000年)4月23日一部改正
・平成20年(2008年)4月13日一部改正
・平成22年(2010年)4月18日一部改正
・平成25年(2013年)4月13日一部改正
・平成28年(2016年)4月17日一部改正
・令和6年(2024年)4月14日一部改正

・平成元年(1989年)5月7日一部改正
・平成4年(1992年)4月26日一部改正
・平成11年(1999年)4月24日一部改正
・平成18年(2006年)4月2日一部改正
・平成21年(2009年)4月12日一部改正
・平成24年(2012年)4月14日一部改正
・平成26年(2014年)4月13日一部改正
・平成31年(2019年)4月20日一部改正